

重度訪問介護における同行支援について

同行支援とは新任従業者(新任ヘルパー)であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービスを提供することができないということがないよう、一定の期間、熟練従業者(熟練ヘルパー)が同行してサービスの提供を行うものです。

以下、「同行支援」の取扱いについてまとめましたので、重度訪問介護事業所におかれましてはご確認の上、適切なサービスの提供に努めてくださいますようお願いいたします。

1. 制度概要

(1) 対象となる利用者

障害支援区分6の重度訪問介護利用者

(2) 時間数

新任従業者ごとに120時間以内

- ① 新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援合計時間が120時間を超えることは認められません。
- ② 熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

(3) 人数

1人の利用者につき、原則として、年間3人までの新規採用ヘルパーの算定が可能

- ① 「年間」とは「1人目の新任従業者に同行支援を開始した月から12ヶ月間」のことをいいます。
- ② 1人の利用者につき、年間3人までとなるため、複数事業所を利用している利用者について申請する際には、事業所間で連絡・調整のうえ申請してください。

(4) 報酬算定

新任従業者と熟練従業者が2人で支援を行うことについて、2人分の時間数の算定が可能

- ① 報酬はそれぞれ所定単位数の90/100 となります。
- ② 新任従業者と熟練従業者がそれぞれ異なる事業所の所属の場合、それぞれの事業所から同行支援として2人分の請求ができますが、報酬はそれぞれ所定単位数の90/100 となります。

(5) 新任従業者(新任ヘルパー)とは

新規に雇用を開始したヘルパーで採用後6ヶ月以内の者

- ① 利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6ヶ月経過した者は除きます。
- ② 事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6ヶ月を超えて本取扱いの対象とできる場合があります。

(6) 熟練従業者(熟練ヘルパー)とは

当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者

(7) その他

重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)への支援に初めて従事する従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く)に熟練従業者が同行してサービス提供を行う場合も、新任従業者の場合と同様に算定することが可能です。

2. 利用手続きの流れについて

- (1) 同行支援の利用について、障害福祉課へ事前に相談します。
- (2) 障害福祉課に下記書類を提出します。

【提出書類】

| | |
|-----|---|
| 利用者 | 介護給付費等支給申請書兼利用者負担上限月額認定・減免等申請書 (障害福祉サービスの利用にかかる申請書)【※】 ⇒申請書表面の「申請に係る具体的内容」の欄に、 「同行支援 ○人、計○時間○分／月」と記載する。 ※○人は新任ヘルパーの総数、○時間○分は1か月あたりの同行支援時間数の合計 |
| 事業所 | 重度訪問介護における同行支援の利用にかかる届出書 |

【※】あらかじめ同行支援の支給決定を受けている場合は、原則提出不要です。

また、同行支援の支給決定のみの場合、サービス等利用計画書の提出は不要です。

3. 同行支援を終了した場合について

同行支援を終了した場合は、市に報告書(重度訪問介護における同行支援の終了にかかる報告書)を提出してください。

4. 問い合わせ先

豊橋市 福祉部 障害福祉課 福祉サービスグループ

住所:〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話番号:0532-51-2347

FAX 番号:0532-56-5134

E-mail:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp